

環境大臣 望月義夫 様

中間貯蔵施設に対する誠意ある対応と
大熊町・双葉町における
除染等の推進を求める要望書

平成27年5月28日

福島県大熊町長 渡辺 利綱

福島県双葉町長 伊澤 史朗

福島県大熊町議会議長 千葉 幸生

福島県双葉町議会議長 佐々木 清一

大熊町・双葉町は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により全町避難を強いられてから、既に4年2か月以上が経過しました。

こうした中、両町の面積のそれぞれ約1割にも及ぶ中間貯蔵施設について、国からの要請を受け、まさに苦渋の判断ではありましたが、建設そして搬入の受け入れを判断し、今年3月より両町の除染土壌等の仮置場から保管場への搬入が開始されたところでもあります。

一方で、地権者への説明と理解は十分に進んでいるとは到底言い難く、地権者や町民からの厳しい意見が町役場に寄せられている状況にあり、環境省の誠意ある対応がなされない限り、町民の理解を得ることは難しいことをご認識いただき、取組を進められますようお願いいたします。

また、両町域のほとんどを占める帰還困難区域において、町の復興に不可欠な除染等の見通しがいまだに明らかとなっておりません。昨年8月に根本前復興大臣が示した「大熊・双葉ふるさと復興構想（根本イニシアティブ）」において、帰還困難区域であっても町の復興に資する観点からの除染や家屋解体についても前向きに検討するとされていることから、町として早期の取組を期待しているところです。

については、下記のとおり要望いたしますので、環境省は復興庁を始め関係省庁と連携し政府一丸となって特段の措置を講じるよう、お願い申し上げます。

1. 中間貯蔵施設に対する誠意ある対応

(1) 地権者への対応

町役場には、環境省の説明への不満や、説明を聞く意思表示をしているにもかかわらず、環境省からの連絡がない等の苦情も地権者から届いており、搬入判断後3カ月もの期間が経過する中、環境省の取組は不十分と言わざるを得ない。

そのため連絡先を把握している地権者へ早急に連絡し、中間貯蔵施設の事業概要と補償内容等について懇切丁寧に説明し、信頼関係を構築すべきであり、地権者（住民）に対する十分な説明がない中で搬入のみが実施される状況では環境省への不信感がさらに強まるものと思われる。

よって、環境省は地権者に対する補償内容等の丁寧な説明と、理解を得るための、地権者に寄り添った親身な対応を徹底すること。

また、そのための具体的な取組を早期に明らかにすること。

(2) 輸送に関する対応

町民への一時帰宅時における安全確保に万全を期すとともに、安全対策や防犯対策等の具体的な取組を検討し、その取組を町民に分かりやすく周知すること。

また、保管場はあくまでも一時的な保管場所にすぎないことから、保管場の線量管理等を徹底すること。

輸送で使用される道路は、両町の意向を踏まえ、破損箇所の応急的な対応ではなく、舗装厚の確保等の全面的な改良を早期に実施すること。

さらに、本格輸送においては、両町への搬入車両が集中することになり、両町の復興事業のための車両渋滞や町民の一時帰宅への支障なども想定されることから、一般道路への影響を極力避けるため、搬入専用道路の新設や既存道の全面的な改良等の検討を行い早期に示すこと。

2. 除染の推進

大熊町・双葉町は町域の殆どが帰還困難区域であり、両町の除染が進まない中、県内他市町村の除染土壌が搬入される状況では町への帰還を望む町民の理解は得られない。

そのため、今後の復興を加速させるためにも、町の復興拠点として重要な地区のモデル除染を早期に実施するとともに、両町の帰還困難区域を含む全域の本格除染の計画を早急に示すこと。

3. 家屋解体の推進

地震や震災後の経年劣化により家屋の荒廃が進んでいることから、所有者の希望に応じて、両町の帰還困難区域における家屋解体の早期実施が可能となるように措置を講じること。